

静岡県告示第67号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和元年6月7日

静岡県知事 川勝平太

1 解除に係る保安林の所在場所

静岡市清水区葛沢字西山82の11・82の12・82の19（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、82の20。

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、中部農林事務所及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）